

森林の  
立木を伐採  
しようとする  
ときは



# 許可申請 又は 届出 が必要です。



こんな場合も...

◎家や畑のうらに雑木林があって  
日当たりが悪く、伐採したい。



場所によっては

**伐採の許可申請、届出が必要です！**

※森林法で定められている、地域森林計画対象区域内の森林や、保安林で伐採を行う場合は、事前の伐採届や許可申請が必要です。

※違反した場合、罰則の対象になることもありますのでご注意ください。



森林の立木を伐採するときは、  
必ず最寄りの県振興局、市町村へ

県 庁

農林水産部森林・林業局	林業振興課	073-441-2963
	森林整備課	073-441-2979
海草振興局農林水産振興部	森林業務課	073-441-3366
那賀振興局農林水産振興部	森林業務課	0736-61-0015
伊都振興局農林水産振興部	森林業務課	0736-33-4911
有田振興局農林水産振興部	森林業務課	0737-64-1263
日高振興局農林水産振興部	森林業務課	0738-24-2912
西牟婁振興局農林水産振興部	森林業務課	0739-26-7911
東牟婁振興局農林水産振興部	森林業務課	0735-21-9612

市 町 村

各 市 町 村 役 場 林 業 主 管 課

有田市	有田みかん課	0737-83-1111
湯浅町	産業観光課	0737-63-2525
広川町	産業建設課	0737-63-1122
有田川町 (清水行政局)	産業課 産業振興室)	0737-52-2111

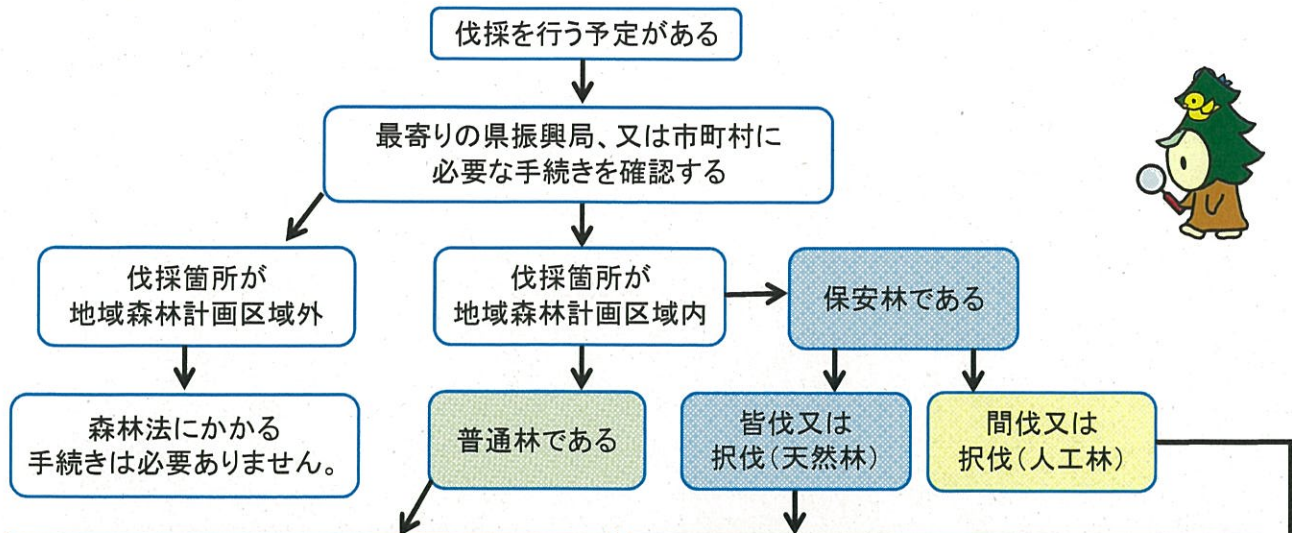
伐採前にまず確認！

お気軽に  
お問い合わせください。





# 森林を伐採する場合に必要な手続き（簡易版フローチャート）



## 【伐採及び伐採後の造林の届け出】

### 届出者

森林所有者又は、伐採の権限を有する者  
※伐採、造林を行う者が異なる場合は  
連名で提出

### 届出時期

伐採開始の90日～**30日前まで**

### 届出先

市町村長  
(伐採箇所のある市町村役場)

### 罰則

次のような場合、100万円以下の罰金に  
処される場合があります。  
・無届で森林の立木を伐採した場合  
・遵守命令、無届伐採に対する伐採の中止  
命令や造林命令に従わない場合

## ◆森林伐採後に開発行為を行う場合

例えば・・・

森林伐採後に、太陽光パネルを設置したい

### 開発面積が1ha以上

**林地開発許可申請が必要です。**  
あらかじめ、開発箇所のある各振興局  
林務課へご相談下さい。

### 開発面積が1ha未満

**伐採及び伐採後の造林の届け出が  
必要です。**

※保安林での開発行為は、作業許可基準内の  
行為のみが認められます。(森林施業のため  
の作業道作設でも許可が必要です。)  
具体的な手続きについては、あらかじめ、  
開発箇所のある各振興局林務課へご相談  
下さい。

## 【伐採の許可申請】

### 届出者

保安林の立木を伐採する者

### 申請時期

・皆伐する場合  
伐採面積の限度公表日から**30日以内**に申請  
※限度公表日 2/1、6/1、9/1、12/1

・天然林で択伐する場合

伐採開始の**30日前まで**に申請

### 申請先

和歌山県知事  
(伐採箇所のある各振興局林務課)

### 罰則

次のような場合、150万円以下の罰金に  
処される場合があります。  
・無許可で保安林の立木を伐採した場合  
・無許可に対する伐採の中止、造林命令に  
従わない場合

## 【伐採届】

### 届出者

保安林の立木を伐採する者

### 申請時期

伐採開始の90日～20日前までに届出

### 申請先

市町村長  
(伐採箇所のある市町村役場)

### 罰則

※伐採の許可申請と同じ

※森林経営計画に係る伐採届については  
計画認定者(県、市町村)へ別途ご確認下さい。